

K-Report

2013年 11月 1日発行
第3巻 第11号

【発行者】 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階

TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>

FAX 052-261-2612



目次

1. 改正情報
2. WLB制度の
定着に向けて
3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 最低賃金額が改定

8月7日に開催された中央最低賃金審議会において、今年度の地域別最低賃金改定の目安について答申が取りまとめられました。これを踏まえ各地方最低賃金審議会が調査審議が行われた結果、次のように最低賃金が改正されました。

平成25年10月26日から
時間額780円
(従来の758円から22円引き上げ)

愛知県内の事業所の使用者は、上記の額より低い賃金で労働者（臨時・パート・アルバイト等を含む全ての労働者）を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

【最低賃金の算出に関する注意】

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限られません。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが対象となります。

- ・ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ・ 1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ・ 時間外労働に対する賃金
- ・ 休日労働に対する賃金
- ・ 深夜労働に対する割増賃金
- ・ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

【最低賃金との比較】

最低賃金は時間額によって定められている為、月給制や日給制の場合は下記の計算で時間額を比較します。

●月給制

基本的賃金 ÷ 1月の所定労働時間数（年間平均） ≥ 最低賃金

●日給制

基本的賃金 ÷ 1日の所定労働時間数 ≥ 最低賃金

【留意事項】

- ・ 派遣労働者については、派遣先の都道府県の地域（特定）最低賃金が適用されます。
- ・ 一部の業種については別途特定（産業別）最低賃金が適用されます。
- ・ 精神や身体の障害により著しく労働能力の低い者、断続的労働に従事する者等には、愛知労働局長の許可を条件とする最低賃金の減額特例制度があります。

2. WLBの定着に向けて

■ 制度定着に向けての取組事例

【1】推進担当者による職場のマネジメント改革

③現場とのコミュニケーション

WLBの取組を運用する上で欠かせないのが、推進担当者と職場管理職とのコミュニケーション、そして、管理職と部下とのコミュニケーションです。職場管理職のニーズ把握や制度利用の促進についてのサポート、部下とのコミュニケーションを図るためのツール提供等が推進担当者には求められます。



現場とのコミュニケーションを図るためには、次のような方法が挙げられます。

- ・ 現場の課題把握
- ・ 現場からの相談対応
- ・ 職場内や社内横断的なグループ・セッション

など

■ 人事担当者の事業所訪問・業務効率化の好事例紹介

全国の事業所に人事部の担当者が定期的に訪問して、労働時間の把握などを行っている。その際、労働時間の短縮策について議論したり、他の地域の好事例を紹介している。
(損害保険業/1,000人以上)

■ 人事担当者と現場管理職、制度利用者とのコミュニケーション

両立支援制度利用前と復職時に、人事担当が現場の管理職、制度利用者それぞれとマンツーマンで面談するなど、きめ細やかなコミュニケーションをとることで、働き方の調整を行い、個々人が希望する働き方に合った両立支援制度の利用ができています。こうしたきめ細やかな対応をとることによって、次第に制度やワーク・ライフ・バランスに対する理解が社内に広がりつつある。

(生命保険業/101人以上300人以下)

3. 所長コラム

■ 失敗しない大門未知子

10年以上パートタイマーとして働いてきた大門未知子さんは退職することになり、退職金を求めてきました。



曖昧な規定のために、会社に予想外の負担が生じる場合があるので要注意です。規定する際には、正社員とはどういう人か、パートタイマーとはどういう人か、という定義も大切ですからしっかり決めておきましょう。

未知子 「社長、私10年以上勤めてきたから、当然退職金もいただけますよね。」

社 長 「え、何を言ってるの？退職金は正社員しか出ないよ。」

未知子 「1年位しか勤めないパートと一緒にしないでください。正社員と同じ勤務時間で10年以上働いてきたじゃないですか。」

社 長 「未知子さんは時給のパートさんであることは事実だし、就業規則ではパートは【・・・別に定める】とあるじゃないか。」

未知子 「別に定めたものはどれですか？」

社 長 「まだ作っていないけど・・・、とにかくパートと正社員は違うんだよ。」

適用範囲が明確にされてなければ、パート・アルバイト全ての従業員に適用されます。この場合パートの規定が定められていないので、最終的には就業規則が未知子さんにも適用される可能性があります。失敗しない大門未知子さんなら退職金支払うことになるかも。